

有効期限の考え方（合格基準について）

有効期限の設定について

昨年度の「介護福祉士国家試験の検証に資するデータの分析に関する検討会」において以下の提言を頂いた。

【提言】

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。その際、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、受験しやすい仕組みの導入によって、介護福祉士の知識及び技能が低下するものであってはならない。

上記提言を原則としつつ、有効期限の設定については以下のとおりすることが考えられないか。

1 有効期限設定の考え方

パート合格導入に当たっては、一人ひとりの状況に応じた学習をより後押しし、介護福祉士としての知識・技能を担保することが必要。パートについて、一定の知識水準を維持する必要があること、介護報酬改定など定期的に行われる制度改正に対応した知識を身につける必要があること等を踏まえれば、パート合格に関する有効期限を設けることが考えられるのではないか。

2 有効期限とその理由

(有効期限)


受験した後の翌年・翌々年（2年）までとしてはどうか。

(理由)

- ・実技試験免除のための介護技術講習会を受講した者については、それを修了した年に行われる実技試験に加えて、翌年及び翌々年に行われる実技試験が免除されていた ※ 実技試験は今年度から廃止
- ・1年毎に1パートずつ合格していくことが可能になる。
- ・合格科目免除を導入している保育士試験も同様に翌年・翌々年（2年）まで有効としている。

3 その他（カリキュラム改正時の取扱い）

有効期限は受験した後の翌年、翌々年までを基本的な考え方としつつ、今後のカリキュラム改正の際には、国家試験在り方検討会において、改正内容を踏まえてパート合格の有効期限やパートのまとめりなどの取扱いについて、変更の有無を含めて、改めて議論頂くのはどうか。

受験年	n年	n+1年	n+2年
有効期限	受験		ここまで

有効期限3年の起点について

- 各パート毎にパート合格した最終年から翌年・翌々年（2年）まで有効とする

		n年目	n+1年	n+2年	n+3年
Aパート	パート試験結果	合格	合格	—	—
	パート有効期限	n+2年目まで有効	n+3年目まで有効	有効 	
Bパート	パート試験結果	不合格	合格	—	—
	パート有効期限	—	n+3年目まで有効	有効 	
Cパート	パート試験結果	不合格	不合格	不合格	合格
	パート有効期限	—	—	—	—
資格取得		—	—	—	資格取得

合格